



商品券等の発行についてのご案内

商品券、ギフト券、プリペイドカード等のうち、一定の要件を満たすものの発行については、資金決済法（資金決済に関する法律）の適用を受けます。

法律の適用となる商品券等の発行者は、最寄りの財務局長への登録・届出が必要です。

1. 法律の適用を受ける商品券等

次の要件を満たす商品券等（証票、電子機器その他の物）の発行については、法律の適用を受けます。

- ① 金額又は物品・サービスの数量（個数、本数、度数等）が、商品券等に記載又は電磁的な方法で記録されていること。
- ② 商品券等に記載又は電磁的な方法で記録された金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が、購入者（利用者）により支払われること。
- ③ 商品券等又は番号、記号その他の符号が購入者（利用者）に対し発行されること。
- ④ 利用者が商品を購入する時、サービスの提供を受けるとき等に、商品券等又は番号、記号その他の符号が提示、交付、通知その他の方法により使用されること。

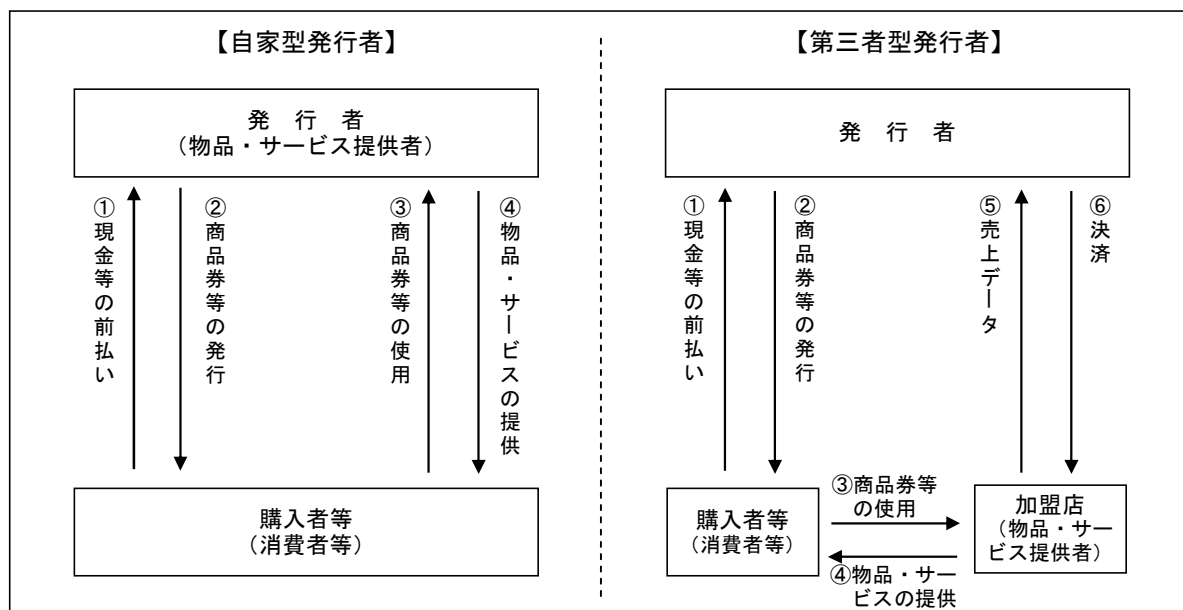
（ご注意） ただし、上記の要件を満たす場合であっても、ア）発行の日から6ヶ月以内に限り使用できる商品券等、イ）乗車券、ウ）美術館等の入場券、エ）社員食堂の食券、等法律の適用を受けないものがあります。詳しくは、最寄りの財務局等（各連絡先は裏面に記載）又は（社）日本資金決済業協会（03-3219-0601）にお問い合わせ下さい。

2. 財務局長への登録・届出等

（1）事前登録が必要な発行者（第三者型発行者）

自社以外の第三者の店舗（加盟店、フランチャイズ店等）においても使用可能な商品券等の発行者を第三者型発行者といい、事前に財務局長の登録を受ける必要があります。

～ 自家型発行者と第三者型発行者の仕組み ～



(2) 事後届出が必要な発行者（自家型発行者）

自社の店舗においてのみ使用することができる商品券等の発行者を自家型発行者といい、発行する商品券等の未使用残高（＝商品券等の総発行額－総回収額）が3月末又は9月末において、1千万円を超えたときは、財務局長への届出が必要となります。

3. 適用される法律の主な内容

○商品券等への表示義務（主な事項）

- ア) 発行者の氏名、商号又は名称
- イ) 商品券等の金額又は物品・サービスの数量（個数、本数、度数等）
- ウ) 使用期間又は使用期限が設けられているときは、その期間又は期限
- エ) 苦情又は相談に応ずる営業所等の所在地及び連絡先

○発行保証金の供託等

3月末又は9月末において、発行した商品券等の未使用残高が1千万円を超えたときは、その未使用残高の2分の1以上の額に相当する額を供託する必要があります（発行保証金）。ただし、金融機関等との間で、一定の要件を満たす契約を締結したとき等は、当該契約が有効である間、供託しないことができます（保全契約等）。



～ 法律適用の枠組み ～

自家型 発行者	基準日未使用残高：1,000万円以下	基準日未使用残高：1,000万円超
	届出不要 (法律の適用を受けない。)	事後届出 表示義務、帳簿作成・保存義務、定期報告書提出義務、報告徴収命令、立入検査、業務改善命令、業務停止命令 供託 基準日未使用残高の1/2以上 保全契約、信託契約も可
第三者型 発行者	事前登録 表示義務、帳簿作成・保存義務、定期報告書提出義務、報告徴収命令、立入検査、業務改善命令、登録取消し・業務停止命令 供託 （基準日未使用残高が1,000万円超の場合） 基準日未使用残高の1/2以上 保全契約、信託契約も可	

商品券等の発行に関する照会等

登録・届出をはじめ、商品券等に係る法令等に関するご照会については、
下記の財務局又は最寄りの財務事務所までお問い合わせ下さい。



近畿財務局 理財部 金融監督第3課

TEL：06-6949-6371

京都財務事務所 理財課

TEL：075-752-1419

神戸財務事務所 理財課

TEL：078-391-6943

奈良財務事務所 理財課

TEL：0742-27-3163

和歌山財務事務所 理財課

TEL：073-422-6143

大津財務事務所 理財課

TEL：077-522-4362